

公益社団法人日本武術太極拳連盟 危機管理マニュアル

2023年6月17日版 公益社団法人 日本武術太極拳連盟

はじめに

本マニュアルは、公益社団法人日本武術太極拳連盟(以下、「本連盟」という)において、参加者、役員、職員、審判員、講師、スタッフ等及び観客(以下、「参加者等」という)に被害が及ぶ恐れのある、火災、自然災害、事故や事件などのあらゆる危機に対し、未然に防止し、また、発生した場合には迅速かつ適切に対応するための必要な事項を定め、参加者等の安全を守ることを目的として定めました。

基本方針

本連盟では人命の保護と参加者等の安全を最優先事項とします。各事業の参加者等それぞれが、本マニュアルの内容をよくご理解いただき、危機管理に努めていただきたいと思います。

第1章 危機管理とは

1 危機管理の定義

スポーツ団体にとっての危機的状況を予測・防止し、被害を極小化するため、平時から、不祥事、事故、天災といった有事の対応方法について計画し、事前準備をするプロセスのこと

2 目的

(1) 役職員に危機管理の重要性を理解させる

危機管理を機能させるにあたっては、危機管理を指揮する役員と実行部隊である各職員が、危機管理の重要性やその対応方法をきちんと認識し理解していなければならない。役員・職員の理解が欠如していると、 危機管理がうまく機能せず、有事での対応が後手に回る危険があるからである。

そこで、マニュアルという「危機管理の見える化」による危機管理の具体化によって、役員・職員に危機管理の重要性を認識・理解させる必要になる。

(2) 有事の際、混乱なく迅速かつ適切な対応が期待できる

有事の際には迅速な対応が求められるため、事が起こってから本格的な対応を考えたのでは遅きに失することになり、スポーツ団体の信頼毀損のおそれがある。

そのため、マニュアル作成という作業を通じて、企業自身が当事者意識をもって、将来の不祥事等を想定して事前に対応方針、対応方法などを検討し、有事の際に、必要なアクションに漏れがなく、また迅速かつ適切に対応できるよう備えておくことにより被害を最小限に食い止めることが肝要である。

第2章 対象範囲

(1)自然災害

- ① 地震や津波による災害
- ② 台風、ゲリラ豪雨等の災害



(2)事故

- (1) 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ② スポーツ団体の活動に起因する重大な事故
- ③ 役職員にかかる重大な人身事故



(3) COVID-19/インフルエンザ等の感染症



(4)犯罪

- ① 建物施設破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫及びサーバーへの攻撃を含む外部からの不法な攻撃
- ② 試合や競技会・フェスティバル・交流大会等に対する外部からの不法な攻撃
- ③ スポーツ団体の法令違反、役職員による背任、横領等の不祥事
- (4) 所属選手その他アントラージュによる刑事事件



(5)スポーツのインテグリティを棄損する事態

- 体罰・暴力
- ② パワーハラスメント・セクシャルハラスメント
- ③ ドーピング
- 4) 八百長
- ⑤ その他スポーツのインテグリティを毀損する事態



(6)個人情報の流出



(7) その他スポーツ団体の経営及び運営上の緊急事態



第3章 体制整備・リスクの洗い出しと計画への落とし込み/内部監査/ BCP(事業継続計画) シミュレーション等

- ・役割ごとの担当者の体制整備
- ・ステークホルダー(利害関係者)の緊急連絡先の準備
- ・リスクの洗い出し(管理表の作成)
- ・年間計画管理表の作成
- ・内部監査計画と体制の整備
- ・BCP策定と災害時のシミュレーション訓練の実施

第4章 アクションリスト

1 初動アクション

- ① 第一発見者 直ちに通報・連絡できるよう手配し、窓口を周知(5W1Hに基づく報告)
- ② 広報担当・事務局長 情報は予め定めた担当部門のスタッフにて集約し一括管理
- ③ 会長、専務理事等 事態の把握

役割分担表【クライシスレベル1】

役割	やるべきこと	いつまでに
第一発見者(通報受信者)	事務局長・広報担当への情報共有	直ちに
広報担当	広報窓口の一本化	1 日以内に
事務局長	情報収集・情報公開レベルの把握	1 日以内に
	情報公開レベルに応じた対応、会	1 週間以内に
	長への報告	
会長、副会長、専務理事	事務局長からの報告を受け、次回	次回理事会までに
	理事会に上程するか判断	

役割分担表【クライシスレベル2・3】

役割	やるべきこと	いつまでに	
第一発見者(通報受信者)	事務局長・広報担当への情報共有	直ちに	
広報担当	広報窓口の一本化	3 時間以内に	
事務局長	情報収集・情報公開レベルの把	6 時間以内に	
	握・対応		
	理事会の招集	1 日以内に	
	第三者委員会設置の要否判断	1 週間以内に	
理事会	公式見解発表に向けた会議実施	1 週間以内に	
会長、副会長、専務理事	情報公開レベルに応じた対応	12 時間以内に	

公表基準

【1つの試案】※各スポーツ団体で個別に判断し、策定すること

資格停止以上の処分を行った場合

• 原則公表する。

報道が先行した場合

• 事実確認を行い、公表することができる。

情報公開レベル

【1つの試案】※各スポーツ団体で個別に判断し、策定すること

LEVEL 1 ウェブサイト上での公開

• 軽微な事案

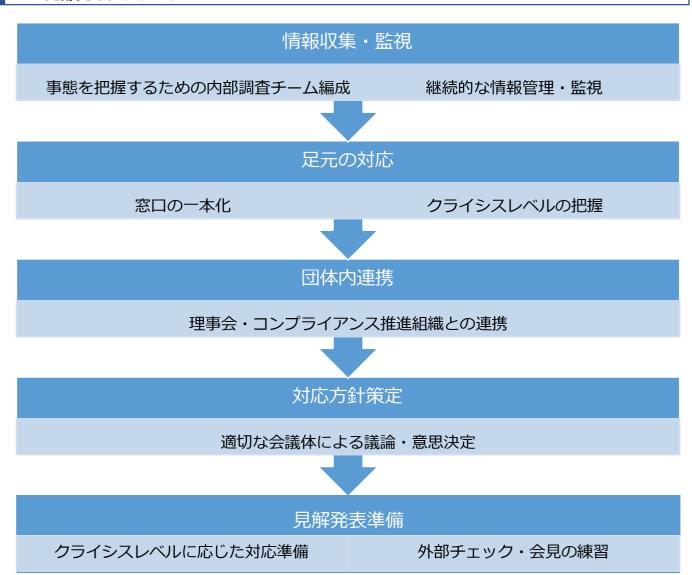
LEVEL 2 プレスリリース

• 原則的な対応

LEVEL 3 会長レク付記者会見

• 特に重要度の高いもの (Ex.組織的犯罪、インテグリティを毀損する事案、死亡事案)

2 内部向けアクション



3 外部向けアクション

初動メディア対応

6 時間以内のメッセージ

「現在、事態の把握に努めております」だけでも OK



被害者へのケア

顧問弁護士等と連携して誠実な対応を



スポンサーへの連絡

メディアの報道が第一報にならないように



プレスリリース

スクープさせないよう情報公開の頻度を高く、窓口を一本化して行う



(状況に応じて) 第三者委員会設置

役員が関与した組織ぐるみの不祥事や長期間に亘る不祥事の場合は設置すべき



記者会見

第5章 危機管理チェックリスト

例. 大会、競技大会時の危機管理チェックリスト

大会、	競技大会運営時の事故防止と安全対策チェン	ック	リス	
/\ <u>\</u> \		//	//	

- □事前に参加人数(出場予定選手数、予定役員・スタッフ・審判員数、予定観覧者数)を各機関に報告
- □会場責任者と各運営業務主任、緊急対策本部等を配置
- □EAP (緊急時対応計画) の作成
- □医療衛生係の配置と近隣医療機関との連携
- □報道機関等を含めた情報共有体制の整備
- □事故・負傷に備え、傷害保険に加入。規模によりイベント保険に加入。

大会、競技大会時における緊急時運営フロー

チェックリストに基づく事前準備段階

- ・大会、競技会実施日までに緊急事態発生が予見された場合
 - □緊急対策本部設置
 - □事前の中止(延期)決定 or 事前中止(延期)要件の策定
 - ※要件事前策定にあたっては細かい条件設定が求められる。生命への危険が生じるのであれば中止の必要性は高い。
 - □事前に決定された緊急連絡先や方法に従って情報共有
 - □事前中止決定や事前中止要件の周知
 - □中止(延期)決定時は報告書にて主催者へ報告

競技会実施中に緊急事態発生

- □実施本部において緊急対策本部の設置検討
 - □緊急対策本部 (実施本部) による中止判断 or 再開判断
- □被災者が発生した場合には被災者の症状やその後の経過等を記録
- □二次災害等が発生する可能性がある場合には参加者・観客の退避等
 - ※事前に作成されるEAP (緊急時対応計画) に従って実施する
- □事前に決定された緊急連絡先や方法に従って情報共有
- □中止した場合には中止を周知

競技会終了(中止)時

- □上記記録した書面を提出
- □報道機関等への情報提供要否検討および報道機関対応

以上

附則 本マニュアルは、令和5年6月17日から施行する